

# 守谷市役所庁舎増築及び改修基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市役所庁舎増築及び改修基本設計・実施設計業務において提出された技術資料（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査を行うため、守谷市役所庁舎増築及び改修基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置と運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第2条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 総務部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 生活経済部長
- (6) 教育部長
- (7) 都市整備部長
- (8) 上下水道事務所長
- (9) デジタル戦略課長
- (10) 総務部管財課施設設計・検査グループ 2人

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、緊急かつやむを得ない場合を除き、会議の日の3日前までに会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(審査委員会の所掌事務)

第5条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 審査基準に関する事項

(2) 応募者及び技術資料の審査に関する事項

(3) 最優秀提案事業者の選定に関する事項

2 審査委員会は、最優秀提案事業者の選定及びプロポーザルの審査に関し、

必要があると認める場合には、プロポーザル提出者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の経過及び結果

2 議事録には、議長及び出席委員のうちから議長が選定した委員が署名するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査委員会の庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、守谷市総務部管財課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要事項は、委員長が定める。